

バーゼル条約第12回締約国会議（COP12）の結果の概要

1. 会議の概要

バーゼル条約第12回締約国会議（COP12）では、PCBs等廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン（我が国が更新作業をリード）を含む、POPs廃棄物に関する各種技術ガイドラインが採択されました。また、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン（我が国が更新作業をリード）が採択されました。さらに、電気電子機器廃棄物（E-waste）及び使用済み電気電子機器の越境移動に関する技術ガイドラインが採択されました。

2. 会議の成果

（1）POPs廃棄物に関する技術ガイドライン

COP11決定に基づき、POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインが策定又は更新され、採択されました（下表参照）。このうち、「PCBs、PCTs若しくはHBBを含めたPBBsから成り、これらを含み、またはこれらにより汚染された廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」は、我が国がリード国として更新作業を主導しました。

各種技術ガイドラインと合わせて参照される総合技術ガイドラインにおいては、PFOS、POP-BDEs、HBCD等について基本的に破壊又は不可逆的変換が求められる閾値であるLPC（低POP含有量）の値が、新たに定められました。

今後、我が国としては、策定又は更新された各種ガイドラインを踏まえ、国内におけるPOPs廃棄物の処理実態等についてレビューを行う予定です。

○今次会合で策定又は更新された POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドライン

対象 POPs※	策定／更新	策定又は更新のリード国／機関
（総合）	更新	カナダ
PFOS	策定	カナダ
非意図的生成物質	更新	UNEP chemicals （国際連合環境計画 化学物質計画）
PCBs	更新	日本
POP-BDEs	策定	中国
HBCD	策定	中国
廃農薬	更新	FAO （国際連合食糧農業機関）

※ 上記は省略・簡素化しているため、詳細については、バーゼル条約事務局のホームページ（<http://www.basel.int/>）から会議文書をご覧ください。

(2) 水銀廃棄物に関する技術ガイドライン

COP11決定に基づき、「水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」が採択されました。同ガイドラインは、我が国がリード国として策定作業を主導しCOP10において採択されたものであり、今回の更新についても、策定時（COP10）に引き続き我が国がリード国を務め、更新作業を主導しました。

更新されたガイドラインでは、平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約における水銀廃棄物の定義等が反映されたほか、我が国における安定化・固型化に関する知見を含め、廃金属水銀の処分に係る新たな知見等が追加されました。

水俣条約は、同ガイドラインを考慮して水銀廃棄物の環境上適正な管理が行うことを締約国に求めています。我が国としては、水俣条約の締結に向け、国内における水銀廃棄物の処理方法等について検討を行っているところであり、今次会合で更新された同ガイドラインも考慮して検討を進める予定です。

(3) E-waste及び使用済み電気電子機器の越境移動に関する技術ガイドライン

COP9（2008年）における「電気電子機器廃棄物（E-waste）の適正処理に関するナイロビ宣言」に基づき作業及び議論が行われてきた「E-waste及び使用済み電気電子機器の越境移動（特に廃棄物と非廃棄物の識別）に関するガイドライン」が、次期会合（COP13）において更新されることを前提として採択されました。

同ガイドラインは、使用済み電気電子機器を再使用目的で輸出入する際の廃棄物と非廃棄物の識別に関する客観的な判断基準をとりまとめ、輸出入国当局や税関等関係機関による当該輸出入が適法に行われているかの適切な判断に資する指針を提供するものです。

議論の結果、輸出時に使用済み機器を非廃棄物と見なす条件として、次の事項が盛り込まれました。

(リユース目的の輸出入の場合)

- ・ 輸出にインボイスと契約書の写しが伴うこと
- ・ 使用済み機器が完全な機能を有することの検査結果の記録及び再使用が確実であることの輸出者等による宣誓書が伴うこと
- ・ 輸出者等による関係するすべての国の法令等を遵守していることの宣誓が伴うこと
- ・ 各機器が輸送及び積卸しの際に損傷等から保護されるための十分な梱包と積載が行われていること

(故障した機器の修理を伴う再使用や故障解析のための輸出入の場合)

- ・ 再使用又は故障解析が行われることが確実であること、修理等から生ずる有害廃棄物が適正に管理されること等を担保するため、輸出者及び修理施設の間で有効な契約書が締結されていること
- ・ 輸出者等による輸出から修理等を完了するまでの一連のプロセスに係る責任を明らかにするための宣誓がなされていること

また、同ガイドラインには、使用済み機器の輸出入の是非に係る各国の意思について、条約事務局を通じ相互に通報を行うべきであることが盛り込まれました。

なお、次の課題については、今後、実例及び課題の検討等も考慮して、次期会合（COP13）におけるガイドラインの更新に向けた作業を行うことが決定されました。

- ・ 中古品として輸出される使用済み電気電子機器の残存寿命に係る条件
- ・ ブラウン管を内蔵した機器の輸出の是非
- ・ 途上国での修理における修理不能品や修理等から生ずる有害廃棄物の処理の取り扱いに係る条件（輸出国や第三国での処理等） 等

我が国としては、今後、同ガイドラインを踏まえ、使用済み機器のリユース目的の輸出に関し、平成26年4月から運用している「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」について、必要な見直しを行う予定です。

（４）更なる法的解釈の明確化の提供

COP11決定に基づき作成されてきた、締約国が円滑な条約実施を行うために参考とする指針を提供する条約の用語集（Glossary of Terms）の作成に係る作業を、次期会合（COP13）での採択を目指して継続することとなりました。

また、有害廃棄物の定義に関係する附属書（I,III,IV及びIXの一部（特にreuse関係））について、改訂を視野に入れた見直しの作業を開始することとし、特に附属書IV, IXに関しては、会期間作業グループが来年開催予定のバーゼル条約第10回公開作業部会（OEWG10）に向けて勧告をとりまとめることとなりました。

【参考】

- 附属書I：規制する廃棄物の分類（種類及び化学物質）
- 附属書III：有害な特性（毒性、可燃性等）
- 附属書IV：処分作業（リサイクル、最終処分等）
- 附属書IX：非有害廃棄物（規制対象外）のリスト（特にreuse関係）

（５）有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するガイドライン

COP11において設置が決定された、有害廃棄物等の環境上適正な管理（Environmentally Sound Management: ESM）に関する専門家作業グループについては、その作業を継続することとし、次期会合（COP13）までの作業計画が採択されました（専門家作業グループには、我が国から、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所の小島道一主任研究員が参加）。

作業計画では、専門家作業グループの成果として、ESMツールキット（ESMの実施マニュアル、特定の廃棄物に係るファクトシート等）の案が作成されたことを受け、今後パイロットプロジェクトの実施等を通じて、それらを更新していくこととなりました。